

# 米子市いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日制定

平成 30 年 4 月 1 日一部改正

## はじめに

米子市では、「米子市教育振興基本計画」において、「心を育む学びのあるまち」を基本目標に掲げ、その中で「互いの違いを認め合いながら、自他の命の大切さを自覚できる子ども」をめざして施策を講じてきました。

いじめは、そうした営みを根底から覆す行為であるとともに、児童生徒の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼす行為であり、人間として絶対に許されない行為です。

米子市では、いじめ問題の根絶をめざした学校づくりのために、平成 24 年度に「いじめに関する指導ガイド」（以下「いじめ指導ガイド」という）を作成しました。その後、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 12 条の規定及び国のいじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）に基づき、本市におけるいじめの未然防止、早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめ防止等」という。）のための対策を米子市・学校・家庭・地域・関係機関が連携し、総合的かつ効果的に推進するために、平成 26 年度には「米子市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を制定すると同時にいじめ指導ガイドを改訂し、いじめ防止の取組を進めてきました。

この度、国が基本方針を改訂し、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「国ガイドライン」という）を策定したことにより、児童生徒が安心、安全に学校生活を送ることができるよう、また学校における更なる取組の充実をめざして、市基本方針ならびにいじめ指導ガイドの改訂を行います。

なお、本方針における学校とは、米子市立小中学校をいいます。

## I いじめの定義

いじめは、児童生徒に対して、一定の人間関係にある他の児童生徒によって行われる心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいいます。

\*いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本指針」を参照

## II いじめに対する基本的な認識

- 1 いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体

に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

- 2 いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも起こる可能性のあるものです。
- 3 いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす、人間として絶対に許されない卑怯な行為です。
- 4 いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つです。一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。
- 5 いじめは、全ての児童生徒に関係する問題であり、児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、児童生徒のいじめ問題に対する理解を深めることが大切です。
- 6 児童生徒の感じる被害性に着目し、積極的にいじめを認知することで、早期に組織で対応することができ、深刻・重大ないじめにつながることを防ぎます。
- 7 いじめの防止等においては、各学校が中学校区におけるめざす子ども像を共有し、連携して取り組むことが大切です。
- 8 いじめの防止や解決は、学校だけではなく、児童生徒、家庭、地域、関係機関等がそれぞれの立場から責務を果たし連携して取り組むことが大切です。
- 9 子ども社会の問題は大人社会の問題の反映とも言われます。いじめの問題もこの例外ではなく、大人達が「心豊かで安全・安心な社会をつくる」とする認識の共有が不可欠です。

### Ⅲ いじめの防止等のための対策に関する事項

#### 1 米子市における施策

##### (1) 組織の設置等

- ① 市は、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、米子市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。

- ② 教育委員会は、重大事態に対処する際に、学校に設置されたいじめ防止等の対策のための組織を母体に専門家等を加えた調査組織を編成します。
- ③ 市長は、重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めたときに教育委員会が編成した組織による調査結果について調査をする附属機関を設置します。

## (2) 基本施策

- ① 米子市いじめ問題対策連絡協議会において米子市立学校におけるいじめ防止等に関する情報を共有するとともに、必要な事項について協議します。
- ② 米子市学校教育ビジョンに基づき、全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ③ 児童生徒が自主的に行ういじめ防止等に資する活動を支援します。
- ④ いじめ防止等における教職員の資質能力の向上に資するために、「いじめ指導ガイド」の改訂を適宜行うとともに、研修を計画的に実施します。
- ⑤ 児童生徒、保護者等に対して、いじめが子どもたちの心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等について理解を深めるための広報その他の啓発活動を行います。
- ⑥ いじめを早期に発見するため、児童生徒に対する定期的な調査、その他必要な措置を講じます。
- ⑦ インターネット等を通じて行われるいじめ防止のための調査・研究及び対策の充実を図ります。
- ⑧ 学校からいじめに関する報告を受けたときは、当該学校に対して必要な支援・指示を行うとともに、必要に応じて児童生徒が安心して教育が受けられるようにするための措置を講じます。

## 2 学校における取組

### (1) 基本方針の策定

学校は、「国の基本指針」、「県の基本方針」、「市基本方針」を参酌し、中学校区がめざす子ども像を踏まえ、自校におけるいじめの防止等の取組についての基本的な方向、取組内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下、「学校基本方針」という。）として定めます。「学校基本方針」については、保護者、地域住民が容易に確認できる措置を講ずるとともに、その内容を児童生徒、保護者等に説明します。なお、「学校基本方針」の具体的な運用については、別途策定する「いじめ指導ガイド」に準

じます。

## (2) 組織の設置

学校は、いじめの防止等に関する取組を組織的・実効的に行うための中核となる組織を置きます。

## (3) いじめ防止等のための取組

- ① いじめ対策は学校、家庭、地域が連携して取り組むことが大切であるという認識のもと、交流や自主的活動、奉仕活動等を中学校区で推進し、豊かな体験を通じた心の教育の充実に努めます。
- ② 児童生徒にとって、学校が楽しく充実しているという実感が得られるように、学校経営、学級経営の充実に図り、児童生徒の「居場所づくり」と「絆づくり」に努めます。
- ③ 全ての教育活動を通じた人権教育、道徳教育及び体験活動等の充実に図ります。
- ④ 児童生徒自らが、いじめの問題性に気付き、考え、防止に向けて行動を起こせるような主体的な取組を推進します。
- ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの防止等のための対策を充実させるとともに、いじめの未然防止に関する校内研修を企画・実施します。
- ⑥ 生徒指導にかかる定期的なアンケートやQ-U調査を実施したり、ノート指導や日常観察を充実させたりすることによって、児童生徒の実態の把握に努めます。
- ⑦ PTA研修会や懇談会、日常連絡等の機会を活用して、家庭や地域との情報共有に努めるなど、学校・家庭・地域が同じ目線でいじめ問題に取り組むことができる取組を推進します。
- ⑧ いじめが疑われる状況の発見及び通報を受けた場合は、担当者が中心となって情報を集約・整理し、必要に応じて関係機関と連携をしながら迅速かつ組織的に事実確認を行います。また、児童生徒がいじめを受けていると分かったときは、関係児童生徒、保護者、学級や学年等において適切な指導や対応を行うなど、児童生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講じます。
- ⑨ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは、警察署と連携して対処します。
- ⑩ いじめ問題として対応した事案については、必要な範囲の学校間で引き継ぎ・情報共有を行い、同様の事案の未然防止へ向けた取組を推進します。

### 3 家庭における取組

- (1) 保護者は、子どもたちへの教育の第一義的責任を有します。その保護する児童生徒等がいじめを行うことのないよう、児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他必要な指導を行うよう努めます。
- (2) 保護者は、国、鳥取県、米子市及び学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めます。
- (3) 保護者は、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関との連携をとるよう努めます。

### 4 関係機関の取組

児童生徒の健全な成長を願い、そのための取組を行う機関や団体等においても、学校や家庭、地域等と連携しながら、いじめの防止等のための取組を推進します。

### 5 地域の取組

いじめは、校外においても行われることもあり、その際には声をかけたり、学校へ連絡したりするなど地域として児童生徒の健全な成長を推進します。

## IV 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

重大事態とは、以下に該当するものをいいます。

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大に被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

(法第28条第1項による)

なお、重大事態に該当するか否かについては、いじめを受ける児童等の状況に着目して判断するとともに、いじめられた児童等や保護者からの申し立てがあったときは、適切かつ真摯に対応します。

## (2) 米子市における対応

- ① 教育委員会は、学校と連携して調査を行うとともに、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査にかかる必要な情報を適切に提供するものとします。また、提供にあたっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど適切な方法で提供します。
- ② 市長は、教育委員会から重大事態が発生した旨やその調査報告を受けた際に、必要があると認めたときは「米子市いじめ問題検証委員会」を活用し、第三者的な視点から、関係者の了解の下に、教育委員会が行った調査結果等について調査を行います。
- ③ 「米子市いじめ問題検証委員会」を活用するにあたっては、適切にいじめ問題に対処する観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者の参加により、公平性・中立性が確保されるように努めます。
- ④ 市長は、「米子市いじめ問題検証委員会」が行った調査においても、当該児童生徒及び保護者に対し、当該調査にかかる必要な情報を他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど適切な方法で提供します。
- ⑤ 市長は、「米子市いじめ問題検証委員会」が調査を行ったときは、その結果を議会に報告します。
- ⑥ 市長及び教育委員会は、「米子市いじめ問題検証委員会」が行った調査結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処または同種の事態の発生防止のために必要な措置を講じます。

## (3) 学校における対応

- ① いじめにより在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合には、教育委員会に報告するとともに、教育委員会との連携による調査委員会において、速やかに調査を行います。
- ② 重大事態が発生した際には、教育委員会を通じ、市長に報告します。

## V 市基本方針の取組の検証・見直し

市は、「市基本方針」に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか、その運用状況を検証し、必要に応じて見直します。